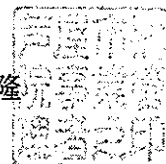


芦市病医第 6 号  
平成 26 年 6 月 11 日

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 芝 池 義 一 様

芦屋市病院事業管理者 佐治 文隆



阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報  
共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について（諮問）

医療連携の普及により、複数の医療機関を受診する患者が増え、地域に分散した診療情報を一つに集約し各医療機関内で共有化することの必要性が唱えられている。その方策として、現在、阪神間では医療連携システムの ICT 化構築として阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」（以下「むこねっとシステム」という。）の整備が進んでいる。

むこねっとシステムは、平成 21 年度より兵庫県地域医療再生計画事業（阪神南北圏域版）において、地域医療の効率化を目指して構築されたシステムであり、尼崎市医師会を主体として阪神間 7 市 1 町の住民（総人口 170 万人）と医療機関（阪神間の 12 大学・公的医療機関、60 民間病院、約 1,630 診療所）を対象とし、「患者の診療情報」と「各医療機関の機能情報」の共有実現を目指している。むこねっとシステムは次の 3 つのシステムから成り立っている。

- ① 二次救急システム～リアルタイムな救急医療情報の提供～  
救急患者の受入医療機関検索システムであり、応需情報や空床情報等の情報をリアルタイムに更新、参照することができる。
- ② 医療機関機能情報検索システム～逆紹介のための医療機関機能情報の提供～  
患者紹介時の医療機関検索システムであり、三次救急病院などの慢性的な満床状態を解消するための積極的な逆紹介を推進するシステム
- ③ 患者情報共有システム～地域医療連携における患者情報の共有～  
紹介患者の検査画像や所見、入院中の処方、注射内容を Web 上で閲覧することが可能となり、検査後や退院後の診療に役立つシステム。

患者の診療内容を共有し、機能分化した医療機関同士が連携し地域完結型医療を行えるようにするには、上記 3 つのシステムを効率的に推進及び運営する必要があり、どれ一つ欠けることなく連携し合いながら事業を推進することが不可欠である。そのため、当院においてもむこねっとシステムへの参加を行い、電子化された診療情報を患者情報共

有システムにおいて、地域の医療機関に提供もしくは入手したいと考える。

これらのことから、当院が現在保有している患者情報を地域の医療施設へ提供することについて、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 概要

当院の電子カルテサーバーから地域医療機関に提供が必要な患者の診療情報を院内に設置する外部通信用サーバーやデータセンター内の共有サーバーに保管し、そのサーバーを介して、紹介先の地域医療機関に対してネットワークを通じて当該患者の診療情報を提供できるようにするもの。

### 2 効果

- (1) 点在する患者情報や医療機関の機能情報を共有化することにより、地域における医療資源の最適化と質の高い一貫した医療体制の整備が可能となる。
- (2) 二次救急システム・医療機関機能情報システムとの併用により、救急患者などの重症な患者に対する迅速で質の高い対応が可能となる。
- (3) 詳細な診療情報の提供は、医師の負担軽減や処方、検査の重複が削除でき、患者の身体的・経済的負担の軽減につながるものである。
- (4) システムの活用により紹介・逆紹介患者の増加、高度医療機器の稼働率の向上の効果が見込まれる。
- (5) 事務作業の効率化においても、現在の紙媒体による患者情報や CD-R による画像データの提供を行うのに要する作業の軽減を図ることができる。

### 3 機能

- (1) 診療情報参照機能 各医療機関に分散している診療情報を集約した形で閲覧できる
- (2) 患者紹介機能 診察や CT・MRI 等の検査予約が可能となる
- (3) 地域連携パス機能 「がん地域連携パス」をはじめとした各種疾患パスを他医療機関と共有することが可能となる

### 4 利用対象者

むこねっと患者情報共有システム参加医療機関の医師、看護師、コメディカルに限る

### 5 参照可能項目について

- (1) 必須項目（必ず公開する必要のある情報）

- ①基礎情報・・・患者基本情報，入退院履歴
- ②検査結果・・・検査結果（血液・尿），心電図
- ③処方情報・注射情報・・・処方している薬の情報，入院中に投与した注射薬など
- (2) 共有推奨項目（病院の運用に併せて、患者毎に公開有無を設定できる項目）
  - ①画像データ・・・一般撮影，CT，MRI
- (3) 共有選択項目（病院ごとに公開の有無を選択する項目）
  - ①基礎情報・・・アレルギー歴，診断名
  - ②検査結果・・・心電図
  - ③レポート・・・内視鏡レポート，病理レポート，超音波レポート，放射線読影レポート
  - ④画像データ・・・超音波画像，内視鏡画像
  - ⑤サマリ情報・・・入院中の診療内容の概要

現在，利用者に向け参照を予定しているものは(1)必須項目，(2)共有推奨項目のみ。(3)共有選択項目については今後段階的に参照を予定。

## 6 利用時間について

365 日常時可能とする

（ただし，定期的な保守の場合は利用者に対し事前に通知をした上で運用を停止し，不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する。）

## 7 個人情報の安全確保について

本件に関し、「芦屋市個人情報保護条例」に基づき，以下のとおり厳格に対処する。  
また，サーバーの管理及びシステム・メンテナンスの委託契約においても，個人情報の取扱いに関する事項を盛り込むとともに，契約締結後はその遵守状況について調査確認し，個人情報を適正に管理する。

### (1) システム上の保護

- ① 地域医療機関には院内に設置するアップローダ用PCもしくはデータセンター内の共有サーバーを介して診療情報を提供もしくは入手することとし，電子カルテを含む各種システムへ直接接続できないようにする。
- ② 外部通信用ネットワーク上には強固なファイヤーウォールを設置し，外部からの不正なアクセスや侵入を防止する。
- ③ 地域医療機関とのデータ通信にあたっては，通信経路の暗号化（IPsec-VPN + IKE）を行いセキュリティを十分に確保する。
- ④ 地域医療機関からのアクセスにあたっては，ユーザーIDとパスワードによる認証を行う。

(2) 運用上の保護

- ① 患者本人の同意が得られた場合のみ、システムを活用した患者情報の共有を行う。
- ② 院内に設置する個人情報を管理するサーバーは、全てサーバー室に一括設置し、サーバー室への入退室を関係職員のみ限定するとともに、入退室の状況を管理する。
- ③ 接続のための ID 及びパスワードを発行し、利用者を制限する。
- ④ 端末機からの操作状況を記録する。
- ⑤ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

8 近隣の主な参加医療機関

県立尼崎病院，関西労災病院，兵庫医科大学病院，県立西宮病院，近畿中央病院，市立伊丹病院，宝塚市立病院，県立塚口病院等  
芦屋市内においても南芦屋浜病院，芦屋セントマリア病院及び各診療所が参加予定

9 利用開始時期

平成 26 年 11 月 市立芦屋病院で試験運用開始（予定）  
平成 26 年 12 月 本運用開始（予定）

10 その他

(1) 処理件数（平成 25 年度実績）

紹介患者数：4,828 人／年  
逆紹介患者数：7,490 人／年

以上